

全国産業廃棄物連合会 環境自主行動計画（素案）

平成 19 年 10 月 23 日
社団法人全国産業廃棄物連合会

産業廃棄物処理業界は、産業活動に伴い発生する産業廃棄物の適正処理を推進することによって、これまで循環型社会の形成推進に貢献してきたところであるが、今般、地球温暖化問題に代表されるような地球環境問題が年々深刻化しており、より一層の環境保全活動に取り組むことが必要となっている。地球環境の保全というグローバルな視点に立った取り組みの推進は、産業廃棄物処理業に対する社会からの理解と信頼を得、社会との共生関係を築くことにもつながる。

このような認識に立ち、社団法人全国産業廃棄物連合会は、自ら達成すべき目標を掲げた「環境自主行動計画」を策定し、地球温暖化対策をはじめとして地球環境保全に一層努めることとする。

1. 地球温暖化対策

(1) 目標

産業廃棄物処理業における主要な温室効果ガス排出源は、「産業廃棄物の最終処分に伴うメタンの排出」及び「産業廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の排出」といった産業廃棄物の処理に伴う排出である。社団法人全国産業廃棄物連合会（以下、全産連と略記。）では、全産連正会員協会に所属する産業廃棄物処理業者（以下、会員と略記。）を対象に、産業廃棄物処理量を用いて算定した上記の排出源の「温室効果ガス排出量」を指標として、下記の目標を策定し実現に向けて努力する。

全産連会員は、2010年度における温室効果ガス排出量を、基準年度の2000年度と同程度（±0%）に抑制することを目標とする¹。なお、京都議定書の第一約束期間は2008年度から2012年度の5年間であることから、目標をこの5年間の平均値として達成することを目指す。

産業廃棄物の処理に伴い排出される温室効果ガスとしては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素があり、これらを二酸化炭素当量に換算して合計した温室効果ガス排出量を管理指標とする。

京都議定書では、これらの温室効果ガスの基準年度を1990年度としているが、全産連においては、現時点から大きく過去に遡って産業廃棄物処理実態を把握することが困難なことから、2000年度を基準年度とする。

現況年度以降、地球温暖化対策を実施しない場合の2010年度の排出量（BaU 排出量）は、基準年度比で7%程度増加する見通しである。現時点で可能な各種の地球温暖化対策を最大限に導入

¹ 現在、会員を対象に、温室効果ガス排出量の把握等を目的とした産業廃棄物処理実態に関する全国調査を行っており、11月中を目途にデータを取りまとめる予定である。その結果を受けて自主行動計画目標の内容を修正する可能性がある。

した場合、将来排出量は基準年度と同程度に抑制されると見込まれることから、上記に掲げる目標値を設定している。

(2) 温室効果ガス排出量算定方法

産業廃棄物処理業における温室効果ガス排出源ごとに、以下のとおり、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素排出量を算定する。

産業廃棄物の最終処分に伴う排出（メタン）

我が国の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）では、産業廃棄物の最終処分に伴うメタン排出量を算定する際、埋立廃棄物の経年的な生物分解を考慮したモデル（FOD法）を用いている²。FOD法を用いてメタン排出量を算定する場合、過去数十年に亘って埋め立てられた廃棄物の量が算定対象年度のメタン排出量に寄与するため、目標年度に向けた最終処分量削減努力による温室効果ガス削減効果の評価には不向きである。従って、最終処分された産業廃棄物から将来的に排出されるメタンの量を、最終処分を行った年度に一括して計上する方法（IPCCガイドライン³に示される Default法）を用いて、メタン排出量を算定する。

$$\text{最終処分に伴う温室効果ガス排出量 (tCO}_2\text{)} = \text{種類別の産業廃棄物最終処分量 (t)} \times \text{種類別の CH}_4\text{ 排出係数 (tCH}_4\text{/t)} \times \text{CH}_4\text{ の GWP}$$

- ・ 排出係数は、最終処分場の構造別・産業廃棄物の種類別にインベントリで設定される値を用いる。
- ・ GWP：地球温暖化対策推進法第二条第五項の政令で定める地球温暖化係数。

産業廃棄物の焼却に伴う排出（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）

インベントリと同様、それぞれの温室効果ガスごとに、種類別の産業廃棄物焼却量に種類別の排出係数を乗じて温室効果ガス排出量を算定する。

$$\begin{aligned} \text{焼却に伴う温室効果ガス排出量 (tCO}_2\text{)} = & \text{種類別の産業廃棄物焼却量 (t)} \times \text{種類別の CO}_2\text{ 排出係数 (tCO}_2\text{/t)} \\ & + \text{種類別の産業廃棄物焼却量 (t)} \times \text{種類別の CH}_4\text{ 排出係数 (tCH}_4\text{/t)} \times \text{CH}_4\text{ の GWP} \\ & + \text{種類別の産業廃棄物焼却量 (t)} \times \text{種類別の N}_2\text{O 排出係数 (tN}_2\text{O/t)} \times \text{N}_2\text{O の GWP} \end{aligned}$$

- ・ 排出係数は、産業廃棄物の種類別にインベントリで設定される値を用いる。

その他の排出

上記で挙げた以外の温室効果ガス排出源については、インベントリと同様の算定方法及び排出係数を用いて排出量を算定する。なお、我が国のインベントリでは、廃プラスチック類のガス化や高炉利用等の産業廃棄物の代替原燃料利用に伴う温室効果ガス排出量を政策的に廃棄物部門に含めて計上しているが、実態として、産業廃棄物処理業者から排出されるわけではないため、全産連の排出量には含めないこととする。

² 温室効果ガス排出量算定に関する検討結果 第4部，平成18年8月，環境省温室効果ガス排出量算定方法検討会

³ Revised 1996 IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories, Reference Manual (Volume 3), Waste

また、産業廃棄物焼却時の発電及び熱回収による温室効果ガスの間接的な削減効果は、以下のとおり全産連の排出量に含めて評価する。

$$\text{全産連の温室効果ガス排出量 (tCO}_2\text{)} = \text{各排出源の合計排出量 (tCO}_2\text{)} - \text{廃棄物発電・熱利用量に相当する排出量 (tCO}_2\text{)}$$

$$\text{廃棄物発電・熱利用量に相当する排出量 (tCO}_2\text{)} = \text{発電量 (kWh)} \times \text{電力排出係数 (tCO}_2\text{/kWh)} + \text{熱利用量 (MJ)} \times \text{熱排出係数 (tCO}_2\text{/MJ)}$$

・排出係数は、インベントリでは設定されないため、温室効果ガス算定・報告・公表制度で設定される係数を用いる。

(3) 温室効果ガス排出抑制対策

下記事項を中心に、温室効果ガス排出抑制目標の達成に向けて努力する。

最終処分場からのメタン排出の抑制に向けた対策

- ・ 準好気性埋立構造の管理型処分場の推進
- ・ 生分解性産業廃棄物（紙くず、繊維くず、木くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、動物の死体、家畜のふん尿、有機性汚泥）の最終処分量削減
- ・ 最終処分場発生ガスの回収・処理

焼却施設からの二酸化炭素排出の抑制に向けた対策

- ・ 石油起源の産業廃棄物（廃プラスチック類、廃油）の焼却量削減
- ・ マテリアルリサイクルの推進
- ・ マテリアルリサイクルに適さない産業廃棄物のサーマルリサイクル推進

焼却施設からのメタン・一酸化二窒素排出の抑制に向けた対策

- ・ ダイオキシン類発生抑制自主基準対策済み焼却炉の導入
- ・ 下水汚泥焼却炉の高温燃焼化の推進

産業廃棄物発電・熱利用の推進に向けた対策

- ・ 産業廃棄物発電・熱利用設備の設置
- ・ 産業廃棄物発電設備における発電効率の向上

その他の温室効果ガス排出抑制に資する対策

- ・ 不法投棄・不適正処理の防止
- ・ バイオマスエネルギー（バイオエタノール、バイオディーゼル、バイオガス、バイオソリッド等）製造の推進
- ・ コンポスト化の推進
- ・ 最終処分場跡地の緑化

(4) 目標達成に向けた措置

産業廃棄物発生量は景気の動向等に左右されやすいため、会員に対するアンケート調査を実施することなどにより、環境自主行動計画の進捗状況を定期的に点検・評価する。進捗に遅れが見られる場合は、適宜、対策の取組み方法を見直す。目標の前倒し達成が見込まれる場合には、目標値の更なる深堀等について検討する。

また、会員の環境自主行動計画への一層の参加に向けた働きかけや情報提供を行い、各会員の取組みの推進を支援する。

2. 循環型社会の形成推進

全産連では、産業廃棄物の適正な処理体制の確立のために、全国の処理業者の組織化、経営基盤の整備、研修会の開催、処理技術の研究、福利厚生制度や保険制度の充実、専門誌の発行等の事業をこれまで実施してきた。循環型社会の更なる形成に向けて、今後も以下の取組みを推進する。

産業廃棄物処理体制の確立

- ・ 法令の規制を上回る高い水準での処理を目標とした自主基準の提案、策定及び普及
- ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の電子化の推進による不法投棄や不適正処理の防止
- ・ 産業廃棄物に関する情報収集と調査、問題点に関する会員への資料の提供、相談、指導

産業廃棄物処理事業の発展

- ・ 産業廃棄物処理業の振興方策及び法制度のあり方に関する検討
- ・ 処理の質の向上を目的とした適正処理推進プログラムの実施
- ・ 産業廃棄物処理施設に係る税制上の特例措置や融資制度の充実化の要請

知識の向上と普及

- ・ 産業廃棄物処理専門誌「いんだすと」の毎月発行
- ・ 研修会の実施、各種講習会の実施協力及び講師の派遣・斡旋、全国行事への協力
- ・ ホームページを通じた情報の公開（<http://www.zensanpairen.or.jp/>）

3. 環境管理システム構築の推進

全産連では、会員による産業廃棄物処理業優良性評価制度（以下、優良化制度と略記。）の適合確認の取得を推奨している。優良化制度の適合確認を取得するには、環境保全への取組みとして国際規格のISO14001や環境省エコアクション21等の認証が必要なことから、これらの認証取得に向けた会員への情報提供や普及支援活動を行い、会員の自主的な環境管理への取組みを支援する。また、会員の環境管理の状況を定期的に調査・把握し、産業廃棄物処理業界全体の環境マネジメント水準の向上に努める。

4 . その他

(1) 運輸部門における温室効果ガス排出抑制対策

産業廃棄物収集運搬業者の 8 割以上は建設業や運送業等を兼業していることから、産業廃棄物の収集運搬に伴う温室効果ガスの排出（運輸部門）については、それぞれの業界団体が既に策定している環境自主行動計画に基づいて、温室効果ガス排出抑制対策を推進することとする。

(2) 民生部門における温室効果ガス排出抑制対策

産業廃棄物処理施設におけるエネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出(民生部門)については、現時点では会員における排出実態が把握できないため、環境自主行動計画の数値目標の評価対象に含めていないが、数値目標の有無に関わらず、排出抑制に向けて可能な限り努力するものとする。

次年度以降、エネルギー使用実態や対策実施状況等を調査し、数値目標の策定について検討する予定である。

全日本遊技事業協同組合連合会「環境自主行動計画」

2 0 0 7 年 9 月 2 0 日
全日本遊技事業協同組合連合会

全日本遊技事業協同組合連合会「環境自主行動計画」

2007年9月20日
全日本遊技事業協同組合連合会

現在、我々は、特に地球温暖化問題に代表されるような、過去の公害問題とは異なる形の環境問題に直面している。

この環境問題は、人々の日常生活と密接に係わっており、また因果関係が複雑に絡み合ってもたらされていることから、限定された国や一部の地域だけで解決出来るものではない。

しかし、近い将来の人類生存の危機をもたらすと思われるこの問題について、後世に負の遺産を残さぬよう我々、社会を構成する全ての人間が現在何をなすべきか考え、全ての生物と共存繁栄が可能な社会を構築するための答を出さなければならない。

その社会を実現するためには、あらゆる主体が環境への負荷低減に自主的且つ積極的に取り組むことが必要である。

このような認識に立ち、全日本遊技事業協同組合連合会（以下「全日遊連」という。）は、今般、「環境自主行動計画」を策定し、地球環境保全に努めることとする。

1. 地球温暖化対策

2005年2月に京都議定書が発効し、政府は、温室効果ガス削減目標6%の達成を確実なものとするために必要な措置を定めるものとして、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、京都議定書目標達成計画が2005年4月に閣議決定されている。

この目標達成計画については、2006年11月から評価・見直しが行われており、2007年7月には環境・経済産業両省が中間報告案を両省合同審議会に提示し、年内を目途に最終報告がまとめられる。

中間報告案では早急に具体的内容を検討する対策として、自主行動計画の拡大・強化（未策定業種での計画策定促進等）が掲げられており、当業界も自主行動計画の策定が求められている。

全日遊連においては、自主行動計画を策定するに当たり、CO₂排出抑制に向けた取組みを中心に継続的且つ積極的に地球温暖化対策に取り組んでいくこととする。

なお、この自主行動計画は、毎年、フォローアップを実施するものとする。

(1) C O 2 排出抑制に向けた取組み

目標

全日遊連では、C O 2 排出抑制に対する目標設定に当たり、ホールに設置されている遊技機全体の電飾化（キャラクターとのタイアップ等による音と映像の演出等）、空調設備及びホールの外観（ネオン、レーザー光線）等により他の業界より電気使用量が多く、その占める割合も高いと思われることから、電気使用量から算定したC O 2 排出量を指標として取り上げ下記のとおりとする。

全日遊連加盟の組合員ホールは、2010年度におけるC O 2 排出量を基準年の2007年度実績から9%程度削減することを目標とする。
なお、京都議定書の第一約束期間は、2008年度から2012年度の5年間であることから、この目標をこの5年間の平均値として達成することを目指す。

注1：「基準年」とは、いつ時点のC O 2 排出量に比べて削減するかという出発点の年。

全日遊連では、2006年以前の実態把握が不可能なため2007年度を基準年とする。

注2：「C O 2 排出量」は、電気使用量から算定。

注3：「5年間の平均値として達成する」とは、C O 2 排出量の削減実績を基準年（2007年度）から2008年度で3%削減、2009年度で6%削減、2010年度で9%削減、2011年度で12%削減、2012年度で15%削減するということである。

なお、この目標は、基準年のC O 2 排出量を把握していないことから、暫定的であり、今後、実態調査等により実態把握を行い、具体的なC O 2 排出抑制対策を検討又は実施する段階において適宜、見直しを行うこともあり得る。

CO₂ 排出量算定式

電気使用量に単位使用量当たりの排出量を乗じて求める。

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (tCO}_2\text{)} = \text{電気使用量 (kWh)} \times \text{単位使用量当たりの排出量 (tCO}_2\text{/kWh)}$$

(排 出 係 数)

温室効果ガス算定・報告・公表制度の電気事業者ごとの排出係数は、電気事業者が発電に伴って排出した温室効果ガスの排出量を算出したものであり実態に即したものである。しかしながら、その分、原子力発電所の停止等のアクシデントがあると係数が大きく変動することとなり、全日遊連による省エネ努力分が十分に把握できなくなるおそれがある。このため、一定の前提を置くことでこのような変動を緩和した、電気事業連合会の公表値を使用することで検討していきたい。なお、具体的な使用方法については、他の業界を参考にしつつ、検討することとする。

CO₂ 排出抑制対策

全日遊連では、CO₂ 排出抑制に直接的な効果を有する店舗設備の見直し等を基本とし、下記事項を中心に積極的にCO₂ 排出抑制対策に取り組むこととする。

なお、CO₂ 排出抑制対策については、数値目標と同じく、基準年のCO₂ 排出量を把握していないことから、今後、実態調査等により実態把握が出来次第、追加等を行うこととする。

省エネ診断、省エネ改修、省エネ機器の導入及び建具対策

具体的取組み事例

- ・ ホールのエネルギー使用状況等の診断を行う。
- ・ E S C O 事業の導入を検討する。
- ・ 白熱灯を蛍光灯に替える。
- ・ 窓を複層ガラスに替える。
- ・ 窓を二重窓にする。
- ・ 窓に断熱フィルムを貼る。

- ・トイレ等の照明に人感センサーを導入する。
- ・空調送風機のインバータ化。
- ・空調設備のクリーニング。
- ・照明のインバータ化。

冷暖房温度の設定緩和

具体的取組み事例

- ・業務に支障のない範囲で地域、建物構造、実施日の天候・湿度・外気温を踏まえ、通常設定温度より2 程度緩和する。

屋上緑化、壁面緑化活動の推進

「チーム・マイナス6%」への積極的参加

環境省「ブラックイルミネーション」への積極的参加

(2) その他の温室ガス排出抑制に向けた取組み

植樹活動(運動)の実施を検討する。

2. 廃棄物対策

使用済み遊技機の適正なりサイクル処理を推進する。

3. 環境マネジメント

ホールの実情に合った環境管理システムと環境監査について研究する。

4. その他

省エネモデル店(仮称)の選定、募集及び表彰を検討する。

全日遊連で実施するCO₂排出抑制対策の取組みについてホームページ等により広報を行う。

各ホール(各企業)で実施している省エネ、CO₂排出抑制対策の取組みについて報告を求める。

ホールにおけるより効果的なCO₂排出抑制対策の取組みについて募集する。

証券界の社会貢献活動への取組みについて

平成 19 年 9 月 18 日
証券戦略会議

1. 趣旨・目的

本協会は、証券界の発展に寄与する関係機関及び証券知識の普及・啓発のための資金拠出のほか、学術研究、国際交流、地球環境保全、災害支援、社会福祉関係などの各分野に対し、公益の増進のため、会員証券会社を代表し、寄付金等の拠出を行っている。

また、会員証券会社においても、一般社会に対する社会貢献活動を積極的に展開しているところであるが、これらの活動については、証券業界全体の活動状況をまとめたものが公表されておらず、取組状況が一般社会に十分認識されていないのが実情であると考えます。

本協会では、これら証券業界の社会貢献に対する取組状況を広く一般社会にアピールするとともに、CSR（企業の社会的責任）についての関心が高まる中、より積極的に社会貢献に寄与するため、今後、証券業界として、どのような取組みが必要なのか、社会貢献のあり方について検討することとする。

2. 取組みの進め方

- (1) 会員に対して、社会貢献への活動状況、取組みの実情についてのアンケートを実施する。
- (2) 上記(1)の集計結果及び本協会における社会貢献活動状況等を取りまとめ、本協会ホームページ上で公表する。
- (3) 地球温暖化防止のための証券界における自主行動計画を平成 20 年 3 月末までに策定し、会員に周知する。
- (4) 証券界が積極的に社会的責任を果たしていくため、如何に社会貢献活動を展開すべきか、また、どのような分野に注力すべきかなど、証券界としての今後の社会貢献活動のあり方についての基本的考え方を、今期中を目途に取りまとめる。

(注 1) 証券戦略会議の議論を受け、実務的な検討はワーキングにおいて行い、原則として、証券戦略会議に諮るものとする。

(注 2) 必要に応じて、調査研究を外部に委託できるものとする。

以 上

平成 19 年 10 月 23 日
 (社) 生命保険協会

生命保険業界の環境問題への取組み

1. 生保業界の概要

- 生命保険会社数：40 社（平成 19 年 10 月 1 日現在）
 ※ 全 40 社が生保協会に加盟。

2. 生保業界の取組み

平成 18 年 1 1 月 「生命保険業界の環境問題における行動指針」の制定（別紙 1）

➢ 生命保険業界の環境問題への取組みに対する基本方針

1. 地球環境保護に配慮した生命保険事業の展開
2. 省資源・省エネルギーの推進
3. 環境啓発活動と環境保全に向けた社会的活動の推進
4. 環境関連法規の遵守
5. 環境問題への継続的改善努力

「生命保険業界の環境行動計画」の制定（別紙 2）

➢ 行動指針の各項目毎の具体的な行動計画

地球温暖化対策として、以下を規定。

- ・ 電力消費量については、節電運動、省電力機器の導入等を通じた消費量削減に努める
- ・ その他エネルギーについても使用量削減に努める。
- ・ 紙資源については、ペーパーレス化の推進等により、その使用量の削減に努める。

平成 19 年 9 月 電力消費量に関して、以下の数値目標を設定

【数値目標】

本社ビルにおける電力消費量について、2008 年度から 2012 年度までの平均で 2006 年度比 2%（2000 年度比で推定約 17%）削減することを目指す。また、床面積当たりの電力消費量が、2006 年度水準を上回らないことを目指す。

3. 数値目標設定の考え方

- 生保業界は、業務の性質上、電力消費量が CO₂ 排出量の大部分を占めていることから、本社ビルにおける電力消費量の削減を目標指標とした。
- 会員会社に対するアンケート調査の結果、2000 年度から 2006 年度までに電力消費量を推計約 15%削減している。
- 会員会社における更なる電力消費量の削減に向けた取組み等を考慮し、2010 年度（2008 年度から 2012 年度までの平均）までに、本社ビルにおける電力消費量を更に 2%（2000 年度比で推定約 17%）削減することとした。
- また、会員会社数の増加等に伴い、会員会社における電力消費量が増加する可能性があるため、電力消費量の削減目標に加え、床面積当たりの電力消費量が 2006 年度の水準を上回らないことを目指すこととした。

以 上

平成 18 年 11 月 17 日制定

生命保険業界の環境問題における行動指針

社団法人生命保険協会および生命保険会社（以下、「生命保険会社等」）は、環境問題の重要性を認識するとともに、助け合いの精神により人々に安心を提供する生命保険事業の役割に照らし、以下の活動を通じて、環境保全に努め、次世代に豊かで安心できる生活環境を手渡すことを目指します。

1．地球環境保護に配慮した生命保険事業の展開

生命保険会社等は、その事業活動において、地球環境保護に配慮した行動を行う。

2．省資源・省エネルギーの推進

生命保険会社等は、事業活動を行うために必要な資源・エネルギーの消費量を削減するとともに、資源のリサイクルを推進することにより、環境への負荷を低減するよう努める。

3．環境啓発活動と環境保全に向けた社会的活動の推進

生命保険会社等は、役職員に対する環境問題教育を通じた意識向上を図るとともに、役職員が環境保全活動に参画できるよう支援に努め、広く社会に貢献する。

4．環境関連法規の遵守

生命保険会社等は、国および地方自治体の定める、環境保全に関する関連法規・ルールを遵守する。

5．環境問題への継続的改善努力

生命保険会社等は、「生命保険業界の環境問題における行動指針」の取組状況を検証し、必要な見直しを行うことにより、継続的な環境改善に努める。

以 上

平成18年11月17日制定

生命保険業界の環境行動計画

社団法人生命保険協会および生命保険会社は、これまでも地球環境問題への取組みを積極的に行ってきたが、環境問題に対する取組みを一層促進するため「生命保険業界の環境問題における行動指針」を策定した。これを実践するために、「生命保険業界の環境行動計画」を定め、生命保険業界全体で環境保全の重要性を再認識し、環境保全に努めることとする。

1. 地球温暖化対策

生命保険業は、業務の性質上、紙・電力を中心に資源を消費する業界であるため、一層の省資源対策・省エネルギー対策の推進に努めることとし、以下の取組みを行う。

- ・電力消費量については、節電運動、省電力機器の導入等を通じた消費量削減に努める
- ・その他エネルギーについても使用量削減に努める。
- ・紙資源については、ペーパーレス化の推進等により、その使用量の削減に努める。

2. リサイクルの促進

循環型社会の構築のため、リサイクルの促進に努めることとし、以下の取組みを行う。

- ・再生紙の利用率向上に努める。
- ・廃棄物の分別回収の徹底を図ることにより、資源の再利用に努める。

3. 環境啓発活動の推進

環境保全に関する役職員に対する社内教育に取り組み、環境問題に対する認識の向上に努めることとし、生命保険協会としても環境問題に関する講演会を開催し、会員各社における環境問題への意識向上に努める。

また、環境問題への取組みを広く社会に対して情報発信し、顧客等の環境問題への認識向上に努める。

4. 環境保護活動への支援

地域社会および他団体等が実施する環境保全活動への参加に努めるとともに、役職員がこれら環境保全活動に参加できるよう、組織的な支援に努める。

5. 環境関連法規の遵守

国および地方公共団体の定める環境保全に関する関連法規・ルールを遵守する。

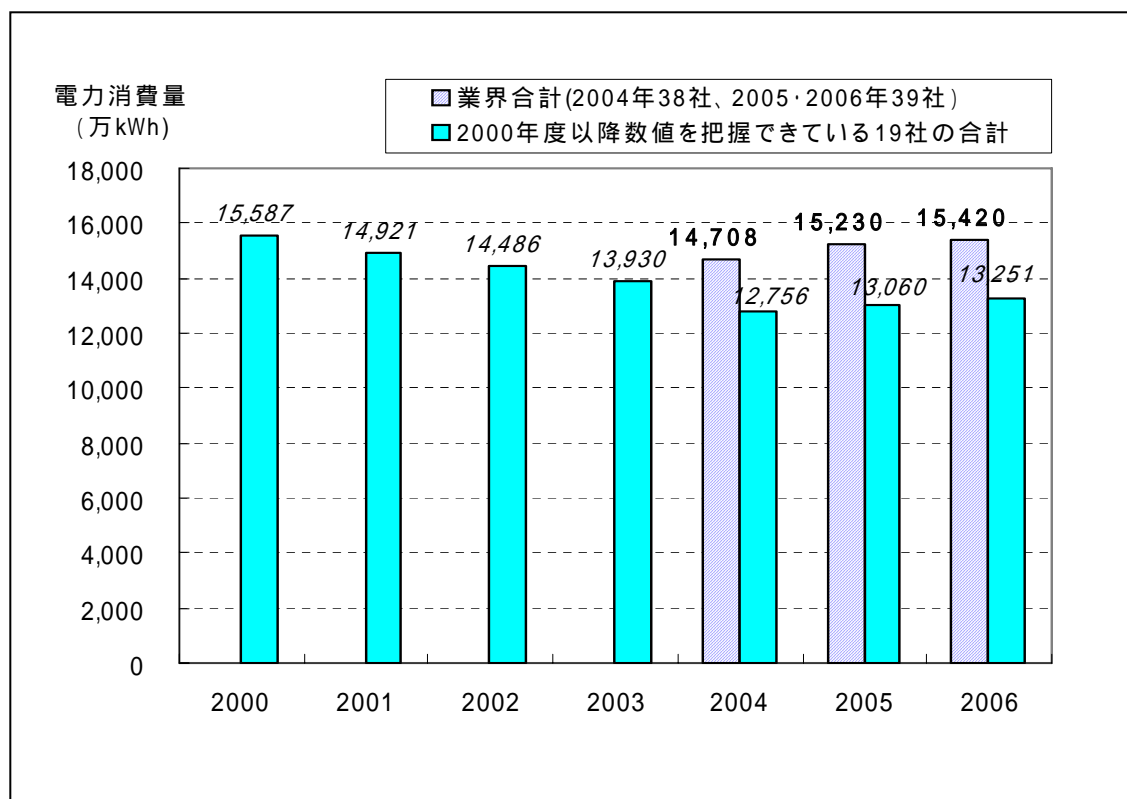
6. 環境問題への継続的改善努力

「生命保険業界の環境問題における行動指針」および「生命保険業界の環境行動計画」の取組状況を毎年検証し、必要な見直しを行うことにより、継続的な環境改善に努める。

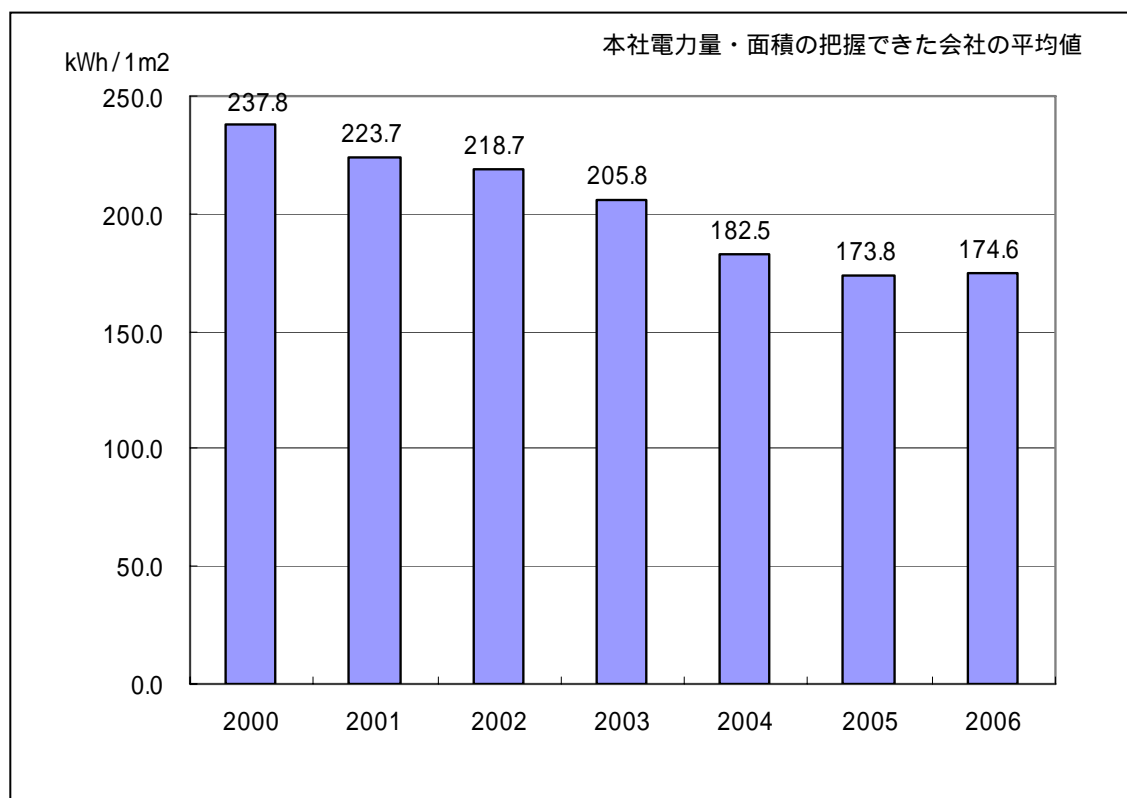
以 上

電力消費量の実績等

1. 本社ビル電力消費量の推移



2. 本社ビル1㎡当りの電力消費量の推移



損害保険業界の環境問題に対する取組

当協会および損害保険業界では、「経団連地球環境憲章」、「経団連環境アピール」に呼応して、金融業界で唯一の自主行動計画である「損害保険業界の環境保全に関する行動計画」を策定し、地球環境の保全に積極的に取り組んでいます。

また、日本経団連の自主行動計画フォローアップに対応した損害保険業界の削減目標の設定のほか、エコ安全ドライブ普及啓発活動、リサイクル部品活用キャンペーン・部品補修キャンペーンの実施、環境講座の開催などの普及啓発などにも注力しています。

損害保険業界の環境保全に関する行動計画・・・資料 1 ご参照

損害保険業界の地球温暖化対策に向けた電力使用量の削減目標

損害保険業界の循環型社会形成に向けた廃棄物の削減目標

} 資料 2 ご参照

「エコ安全ドライブ」の普及啓発活動・・・資料 3 ご参照

「リサイクル部品活用キャンペーン」「部品補修キャンペーン」の実施・・・資料 4 ご参照

環境講座の開催・・・資料 5 ご参照

ISO14001 の認証取得（会員各社 9 社 + 損保協会）

以上

日本損害保険協会 - SONPO | 協会のご案内 - 活動内容 - 社会貢献活動 - 環境問題への取組み - 損害保険業界の環境保全に関する行動計画 - Microsoft Internet Explorer

http://www.sonpo.or.jp/about/action/shkai-kouken/torikumi/0004.html

日本損害保険協会 SONPO
The General Insurance Association of Japan

会員会社等へのリンク | 会員会社の相談窓口 | サイトマップ | English

文字サイズの変更 標準 大 最大

ここにキーワードを入力してください 検索

トップ | お立ち寄り情報 | お知らせ | 防災・防犯・交通安全 | 統計・刊行物・報告書 | **協会のご案内** | 試験・研修・協賛助成 | 初めての方 サイト総合ナビ

トップ > 協会のご案内 > 活動内容 > 社会貢献活動 > 環境問題への取組み > 損害保険業界の環境保全に関する行動計画

協会のご案内

- 概要
- 活動内容
 - 信頼回復に向けた活動
 - 情報提供活動
 - 防災・交通安全に関する活動
 - 社会貢献活動
 - 社会問題への対応
 - 要望・提言活動
 - 国際活動
 - 全国各地の活動

損害保険業界の環境保全に関する行動計画

損害保険業界の環境保全に関する行動計画(2006年3月)

損害保険業界では、経団連地球環境憲章および経団連環境アピールに対応して、1996年11月に「損害保険業界の環境保全に関する行動計画」(以下、「行動計画」という)を制定した。この計画に沿って損害保険各社は「地球温暖化対策」「循環型経済社会の構築」「環境マネジメントシステムの構築と環境監査」および「社内外における環境啓発活動」等を推進し、また損保協会に環境問題に関する専門の委員会(環境部会)を設置するなど、業界を挙げて環境問題に取り組んできた。一方、環境問題を取り巻く社会状況をみると、さまざまな環境保全の必要性が唱えられている中、地球温暖化対策については、2005年2月に京都議定書が発効し、日本においても二酸化炭素等の温室効果ガス削減について具体的な数値による削減目標が定められたことから、国民一体となった取組みが進められるようになってきた。

これら情勢も相俟って、近年、環境面に配慮した事業活動が一層求められるようになり、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等に向けて、主体的な取組みを実施することが、企業の社会的責任として求められるようになってきている。

翻って、損害保険業としては、社会全体に対する環境負荷低減の観点から、自らの取組みを最大限押し進めた上で、他の企業や組織等と協働し、より幅広い活動を実施する必要性も生じてき

た。

この点について、損保協会が2005年3月に全面改定した「行動規範」では、「地球環境に関する指針」において、より具体的な内容を盛り込むこととした。このような環境問題への認識の高まりを踏まえ、今般、以下のとおり「行動計画」の一部見直しを行った。

環境問題に対する認識

企業は社会の一員として環境問題に積極的に取り組まなければならない。健全な地球環境の保全は企業にとってその存続基盤であり、また、持続可能な社会発展を図る企業活動の前提ともなるものである。このため損害保険業界は行動規範の行動指針の一つである「地球環境に関する指針」および行動計画に則り、環境保全の重要性に対する認識を各社で共有化し、環境保全に向けた取組みを行う。

具体的行動計画

損害保険業を通じた取組み

地球環境保護のために、複雑・深刻化する「環境リスク」への対策をはじめ、損害保険事業を通じた幅広い取組みを行う。その趣旨から、環境問題に関わる商品の開発・普及ならびにサービス面の取組みを積極的に推進していくとともに、エコドライブは安全運転に通じることをコンセプトにした「エコ安全ドライブ」啓発活動の推進、自動車廃棄物の削減や再生利用推進のために実施しているリサイクル部品活用・部品補修キャンペーン等の活動を推進する。

社外への情報発信

地球環境保護に資するため、広く社会に対して情報発信活動を積極的に展開する。その趣旨から、当業界が有する環境問題に関わる様々なノウハウを提供することとし、具体的には、環境に関するセミナー・公開講座の開催、情報誌・圖書の発行、コンサルティングの提供などを通じ、積極的に発信していく。

ページが表示されました

日本損害保険協会 - SONPO | 協会のご案内 - 活動内容 - 社会貢献活動 - 環境問題への取組み - 損害保険業界の環境保全に関する行動計画 - Microsoft Internet Explorer

http://www.sonpo.or.jp/about/action/shkai-kouken/torikumi/0004.html

日本損害保険協会 SONPO
The General Insurance Association of Japan

会員会社等へのリンク | 会員会社の相談窓口 | サイトマップ | English

文字サイズの変更 標準 大 最大

ここにキーワードを入力してください 検索

トップ | お立ち寄り情報 | お知らせ | 防災・防犯・交通安全 | 統計・刊行物・報告書 | 協会のご案内 | 試験・研修・協賛助成 | 初めての方 サイト総合ナビ

トップ > 協会のご案内 > 活動内容 > 社会貢献活動 > 環境問題への取組み > 損害保険業界の環境保全に関する行動計画

活動内容

- 行動規範・指針等
- 所在地
- 業務・財務等に関する資料
- 採用情報

環境問題に対する認識

企業は社会の一員として環境問題に積極的に取り組まなければならない。健全な地球環境の保全は企業にとってその存続基盤であり、また、持続可能な社会発展を図る企業活動の前提ともなるものである。このため損害保険業界は行動規範の行動指針の一つである「地球環境に関する指針」および行動計画に則り、環境保全の重要性に対する認識を各社で共有化し、環境保全に向けた取組みを行う。

具体的行動計画

損害保険業を通じた取組み

地球環境保護のために、複雑・深刻化する「環境リスク」への対策をはじめ、損害保険事業を通じた幅広い取組みを行う。その趣旨から、環境問題に関わる商品の開発・普及ならびにサービス面の取組みを積極的に推進していくとともに、エコドライブは安全運転に通じることをコンセプトにした「エコ安全ドライブ」啓発活動の推進、自動車廃棄物の削減や再生利用推進のために実施しているリサイクル部品活用・部品補修キャンペーン等の活動を推進する。

社外への情報発信

地球環境保護に資するため、広く社会に対して情報発信活動を積極的に展開する。その趣旨から、当業界が有する環境問題に関わる様々なノウハウを提供することとし、具体的には、環境に関するセミナー・公開講座の開催、情報誌・圖書の発行、コンサルティングの提供などを通じ、積極的に発信していく。

インターネット